# 令和８年度広島県地域通訳案内士フォローアップ研修等業務委託

# 公募型プロポーザル説明書

## １　業務概要

（１）業務の目的

広島に関する深い知識とおもてなし力を持った質の高い広島県地域通訳案内士（以下「地域通訳案内士」という。）の活躍は、広島県のブランド価値を高め、外国人観光客の更なる来訪の増加や評価の高まりに繋がる好循環を生む原動力となり、HIT が目指す「何度も訪れたくなるリピータブルな観光地づくり」の推進に寄与することが期待される。一方で、地域通訳案内士の資格取得後、活躍の機会を得られていない地域通訳案内士が約５割いることから、本事業を実施し稼働率を６割に向上することを目指すこととする。地域通訳案内士の認知度向上や就業機会の確保、地域通訳案内士の資格取得者の質の向上に務めるとともに県内の観光地で即戦力として活躍できるよう後押しする。

（２）業務内容

別紙「令和８年度広島県地域通訳案内士フォローアップ研修等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

（３）履行期間

契約締結の日から令和９年３月 19 日まで

（４）委託予算上限額

8,300 千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

## ２　注意事項

（１）公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和８年 11 月 19 日（木）午後５時（必着）

（２）仕様書等に対する質問書提出期限・方法

令和８年 11 月 24 日（火）午後３時までに次の担当窓口に提出すること。

担当窓口　：一般社団法人広島県観光連盟　受入環境整備部
所 在 地　：〒730-0031　広島市中区紙屋町１丁目 1-20　いよぎん広島ビル６階
電　　話　：082-241-8911
Ｆ Ａ Ｘ　：082-241-8912
電子メール：ukeire@kanko-hiroshima.or.jp

（３）上記（２）に対する回答日等

令和８年 11 月 25 日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

（４）提案書の提出場所及び期限

ア　提案書提出場所

一般社団法人広島県観光連盟

イ　提案書提出期限

令和８年 11 月 30 日（月）午後３時（必着）

ウ　「令和８年度広島県地域通訳案内士フォローアップ研修等業務企画提案書作成要領」による書類

（５）提案書に関する審査について

ア　審査方法

提案書による書類審査を実施する。

イ　審査実施日

令和８年 12 月１日（火）から令和８年 12 月３日（木）

ウ　審査基準

別紙「令和８年度広島県地域通訳案内士フォローアップ研修等業務審査評価基準」により審査する。

エ　審査対象

提出期限内に提出された提案書

オ　審査結果の通知

令和８年 12 月４日（金）までに、申請書に記載された電子メールアドレスに電子メールで通知する。

（６）公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア　公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

・企業概要

※グループで応募する場合は構成者全員分を提出するものとする。

イ　申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ　申請書等に虚偽の記載をした者については、広島県に対して通報することがある。

エ　申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

（７）仕様書について

ア　仕様書に対する質問がある場合は、上記「２(２)仕様書に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

イ　上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

（８）最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア　最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ　上記の通知を受けた者は、連盟に対してその理由説明を求めることができる。

ウ　この説明を求める場合は、令和８年 12 月８日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ　上記に対する回答は、令和８年 12 月９日（水）までに、書面により行う。

（９）支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 提出された提案書について

ア　提出された提案書は、返却しない。

イ　提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、連盟情報公開規程に基づき公開する場合には、使用することがある。

ウ　提案書提出後、提案を取り下げる場合は、取下願（様式）を提出するものとし、取下願の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

(12) 公正なプロポーザルの確保

ア　プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

イ　プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

ウ　プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

エ　プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

(13) その他

ア　プロポーザルに関し、受領又は閲覧した資料等は、連盟から了解なく公表又は使用してはならない。

イ　提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

3　契約事項

（1）公募型プロポーザルに関する要領

一般社団法人広島県観光連盟公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

（2）契約事項に関する規程

一般社団法人広島県観光連盟財務規程に基づき執行する。

（3）契約の締結

公募型プロポーザル実施により決定した最優秀提案者と、提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、予算の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点の評価値を得た者と協議の上、契約を締結する場合がある。

4　添付書類

■　公告の写し
■　公募型プロポーザル説明書
■　令和８年度広島県地域通訳案内士フォローアップ研修等業務委託仕様書
■　令和８年度広島県地域通訳案内士フォローアップ研修等業務企画提案書作成要領
■　令和８年度島県地域通訳案内士フォローアップ研修等業務審査評価基準
■　業務委託契約書（案）
■　公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式）
■　企業・団体の概要（様式）
■　仕様書等に対する質問書（様式）
■　企画提案書（様式）

■　取下願（様式）

【書類等の提出及び問い合わせ先】
一般社団法人広島県観光連盟(HIT)受入環境整備部
所　　在：〒７３０－００３１
広島市中区紙屋町１丁目 1-20　いよぎん広島ビル６階
電　　話：０８２－２４１－８９１１
ファクス：０８２－２４１－８９１２
電子メール：ukeire@kanko-hiroshima.or.jp